

【アメリカ】上院議場に乳児の同伴を認める上院決議可決

2018年4月18日に、上院議員が1歳未満の子と共に、上院の議場で採決に参加することを可能とする、上院決議（S.Res.463）が全会一致で可決された。全44条から成る上院規則は、第23条に上院の議場への入場に関する規定（Privilege of the floor）を置いている。これまでは、同条に列挙された大統領、最高裁判事、元上院議員、下院議員、各省庁の長官、知事などの者しか審議中の入場が認められず、議員の子の入場は認められていなかった。この決議は、タミー・ダックワース議員（Tammy Duckworth、民主党、イリノイ州）が、現職の上院議員として初の出産をしたことから、自ら提出したものである。今回の決議で明文では規定されなかった、乳児の同伴に伴う議場での授乳やおむつの交換について、報道によれば、同議員は、そのようなことはしないつもりだと述べている。

海外立法情報調査室・廣瀬 淳子

- ・ <https://www.congress.gov/115/bills/sres463/BILLS-115sres463ats.pdf>
- ・ <https://www.nytimes.com/2018/04/19/us/politics/baby-duckworth-senate-floor.html>

【アメリカ】台湾旅行法

2018年3月16日に台湾旅行法（Taiwan Travel Act, P.L.115-135）が成立した。アメリカと台湾の間には1979年の断交以来国交がなく、同年の台湾関係法（P.L.96-8）を基礎とした関係が続いてきた。台湾旅行法は、両国政府高官の相互訪問の促進を図るもので、全3条から成る。第2条では連邦議会が、アメリカの閣僚や政府高官の台湾訪問は、両国関係の幅広さや深さの指標であること、台湾関係法成立以降両国関係はアメリカの高官が台湾訪問を自制してきたため、高官級の交流が不十分な状態が続いてきたことを認定するとした。第3条では、連邦議会の意思として、アメリカと台湾の全ての高官の交流が促進されるべきとした。また、アメリカと台湾の全ての高官が相互に訪問して交流することを許容し、台北経済文化代表処その他の台湾設置機関に対し、アメリカ国内で連邦議会議員の参加する活動等を促すことをアメリカの政策とするべきとした。

海外立法情報調査室・廣瀬 淳子

- ・ <https://www.congress.gov/115/bills/hr535/BILLS-115hr535enr.pdf>

【EU】欧州政党に対する助成制度の改正

各加盟国の法令に基づき設立された政党が連合してヨーロッパレベルで活動する欧州政党に対する公的助成を規定した、2014年の「欧州政党及び欧州政治基金の規約及び資金に関する規則」を改正する規則が、2018年5月4日に公布された（Regulation (EU, Euratom) 2018/673）。改正の概要は次のとおりである。①一つの政党が複数の欧州政党に所属することの禁止、②助成金のうち、受給資格を有する欧州政党に均等に配分する割合の引下げ（15%から10%へ）及び欧州議会議席数に比例して配分する割合の引上げ（85%から90%へ）、③各欧州政党の予算に占める助成金上限の引上げ（85%から90%へ）、④各国政党のウェブサイトにも、所属する欧州政党のロゴ及び綱領を見やすく表示することの義務化。なお、改正前の規則に基づき欧州政党として登録していた各党は、改正後の登録要件を満たすことを証明する書類を、2018年7月5日までに提出しなければならない。

海外立法情報課・島村 智子

- ・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018R0673>

【フランス】憲法における女性と男性の平等

2018年4月4日、フィリップ（Édouard Philippe）首相は、マクロン（Emmanuel Macron）大統領の選挙公約の一つであった国会議員数の削減などの政策を実現するため、憲法改正を含む関連法案の骨子を発表し、法案提出目標を2019年とした。これを受けて、同18日、女男平等高等評議会（Haut Conseil à l'égalité entre les femmes et les hommes: HCEfh）は、今回の改正を機に、憲法を、女性と男性の平等を推進し保障するものとすべきだとして、国民議会議長に意見書を提出した。意見書では、憲法に、性別による差別なく法の前の平等を保障することを明記すると共に、人工妊娠中絶の権利、避妊の権利、ジェンダーに基づく性的暴力から解放された生活を送る権利、公的機関から等しく利益を受ける権利などを、女性の基本的権利として明記することを提案している。また、憲法における性的中立性の高い語句の使用、女性名詞と男性名詞の併記を、具体的な例を用いて提案している。

海外立法情報課・安藤 英梨香

・ <http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/184000234.pdf>

【フランス】難民庇護制度のより良い適用

フランスの難民庇護の手続は、EUにおける庇護申請審査の責任国を決定するための基準及びメカニズムを定めたダブリン規則にのっとり行われる。フランスに庇護申請が提出されても、責任国が他国である場合、申請者は責任国に移送される。しかし、逃亡等により移送が実施できず、フランス国内で不法滞在を続ける者が後を絶たないことから、審査・移送手続を着実にを行うため、EUの庇護制度のより良い適用を可能にする2018年3月20日の法律第2018-187号が制定された。この法律によって、指紋の採取の拒否、移動経路の隠匿、身分証明書の偽造などを行った場合、重大な逃亡のおそれとそれによる危険性があるとみなされ、責任国の決定まで又は責任国が他国の場合は移送の決定まで、申請者を勾留できるようになった。また、移送の決定の対象となった者がその取消しを行政裁判長に請求できる期間が、決定の通知から起算して、これまでの2週間から、1週間に短縮された。

海外立法情報課・安藤 英梨香

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2018/3/20/INTX1734902L/jo/texte>

【ドイツ】補完的保護を受ける者の家族呼寄せの停止を延長する法律

難民条約に基づく難民とは認定されていないが本国帰還はできない又は望ましくない外国人は、人道的理由等により「補完的保護」（庇護法第4条）が保障され、ドイツ国内での滞在が認められる。この補完的保護を受けている者の家族呼寄せについては、2016年3月17日から2018年3月16日までの2年間停止されており（本誌267-2号（2016年5月）pp.12-13参照）、この停止措置を7月31日まで延長する法律（BGBl. I S. 342.）が2018年3月2日に成立、15日に公布、翌16日に施行された。同法は、停止措置の延長とともに、8月1日以降は家族呼寄せを毎月1,000件を上限として認めることとし、そのための法律を制定することを規定している。これは、キリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）と社会民主党（SPD）が3月12日に締結した2018年連立協定と同じ内容である。呼寄せが認められる家族の範囲は、配偶者及び未成年かつ未婚である子であり、補完的保護を受けている者が未成年の場合には、その親である。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2310/231080.html>

【ドイツ】連邦自然保護法改正法—北海・バルト海での保護強化及びビオトープ拡張等—

連邦自然保護法 (BGBl. I 2017 S. 2542. 本誌 245 号 (2010 年 9 月) pp.56-81 参照) を改正する法律が 2017 年 7 月 7 日に成立、9 月 15 日に連邦大統領の認証を得て、28 日に公布された。主な目的は、①北海やバルト海の排他的経済水域で、保護対象とする絶滅危惧種を拡大すること、②生物の遺伝的多様性確保のため、ビオトープ (野生動植物の生物群集の生存圏) を全国ネットワーク化すること、③コウモリやクモ、チョウなど昆虫類の生息地保護のため、洞窟や自然に近い坑道を保護区域に追加すること、である。①に関して連邦環境省の権限は強化され、北海やバルト海の海洋保護区域の指定に際し他省庁と合意する必要はなくなった。一方、北海やバルト海での開発については、代償措置 (開発などの自然介入時に義務付けられている代替地での自然保護活動等) の貯蓄制度を活用することで、洋上風力発電設備やガスのパイプライン等の建設を進められるようになった。同改正法は、公布翌日の 29 日に一部施行され、洞窟保護等は 2018 年 4 月 1 日に施行された。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/800/80010.html>

【韓国】延命医療決定制度の普及のための法改正

2016 年 2 月 3 日、延命治療の中止及び終末期医療に係る法整備を目的として、「ホスピス・緩和医療及び臨終過程にある患者の延命医療決定に関する法律」(通称「尊厳死法」) が制定され、2018 年 2 月 4 日に全面的に施行された (本誌 267-1 号 (2016 年 4 月) pp.16-17 参照)。さらに同年 3 月 27 日、延命医療決定制度 (本人の意思等に基づき延命治療を中止する制度) を一層普及させるための改正が行われた (同日施行)。今回の法改正により、延命治療中止のための「延命医療計画書」の作成を担当医師に要請できる「末期患者」の範囲が拡大し、がん、AIDS、慢性閉塞性肺疾患、肝硬変等以外の患者も末期患者として認められるようになった。また、中止の対象となる延命治療の範囲も拡大し、法改正前の 4 種類 (心肺蘇生術、血液透析、抗がん剤投与、人口呼吸器装着) に加え、大統領令で別に定める医療行為も中止できるようになった。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_E1R7C1S2Z2X7H1K7A4Y6M0N0N3X4F3

【韓国】感情労働に従事する者を保護するための法改正

2018 年 4 月 17 日、産業安全保健法が改正され、「感情労働」(感情の抑制を求められる労働) に従事する者を保護するための規定が新設された (同年 10 月 18 日施行)。最近、韓国では店員や客室乗務員に謝罪を強要したり、暴言・暴行を加える等の事件が相次いで報じられ、感情労働に従事する者の保護を求める声が高まっていたことが背景にある。今回の法改正により、事業主に対し、①顧客応対労働者 (客との対面又は情報通信網により商品販売やサービス提供を行う労働者) の健康被害の予防に必要な措置、②顧客応対労働者の健康被害又はその顕著なおそれが発生した場合に必要な措置 (当該労働者の業務の一時中断、転換等) が義務付けられた。当該労働者が事業主に②の措置を要求することも可能となり、それを理由として解雇等の不利益な取扱いを行った者は、1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン (1 ウォンは約 0.1 円) 以下の罰金に処される。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_J1D8G0V3H1C6A1G0V4N7W2R8C0G2G0

【オーストラリア】サイバーセキュリティを統括する局の設立

2018年4月11日、2018年情報局改正（オーストラリア通信電子局の設立）法（2018年法律第25号）が成立した。2001年情報局法を改正し、オーストラリア通信電子局（Australian Signals Directorate: ASD）を制定法に基づく局として位置付け、併せてASDの長官の任命を規定している。また、ASDが果たす法に基づく機能には、サイバー犯罪の防止及び撲滅並びにASDの活動から得られた特定の技術の保護が含まれている。第2次世界大戦時に日本の無線傍受・解読を担っていた組織を前身に持つASDは、現在は諜報活動のほか、インターネットの普及に伴って、サイバーセキュリティにも対応している。2017年に実施された独立審査委員会によるASDの役割の見直しでは、サイバー犯罪撲滅及びサイバーセキュリティに関する民間部門への助言等も担う組織として、より公式な法的権限を持つ組織に強化すべきとされ、その勧告を受けて今回の法改正が行われた。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r6047

【オーストラリア】銀行役員の説明責任等の強化

オーストラリアでは近年、銀行による不祥事が相次ぎ、下院経済委員会における調査の結果、法規制の整備が勧告されていた。連邦政府は勧告を受け、具体的措置として銀行役員説明責任制度（Banking Executive Accountability Regime: BEAR）の法制化を表明した。その後2018年2月20日に、「銀行役員の説明責任及び関係措置に関する財政関連法改正法」（2018年法律第5号）が成立した。この法律は、1959年銀行法を改正し、BEARを設け、認可預金取扱金融機関（ADI）並びにその取締役及び上級役員に対し、説明責任に係る新たな義務を課すものである。また、オーストラリア健全性規制庁（APRA）がBEARに係る違反を調査し、ADIを監督するための権限強化も行われた。これにより、ADI及びその子会社の説明責任を負う者全てがAPRAに登録され、ADI及びその子会社は、責任の範囲を示す文書をAPRAに提出する義務を負う。APRAは、BEAR上の義務を履行しない場合には、説明責任を負う者を不適格とする権限を付与され、ADIに対して最高2億1千万豪ドル（約172億円）の制裁金を科すことができる。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_LEGislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r6000

【フィリピン】婚姻解消に係る外国判決の承認

フィリピンでは原則として離婚が認められていない。フィリピン人が外国で外国人と結婚した後、離婚した場合、当該フィリピン人が再婚するためには、フィリピンの裁判所において外国で成立した離婚判決の承認を得る必要があった。そのような現行手続の簡素化を目的として、「フィリピン家族法」（行政命令第209号）の前婚解消の証明書及び外国での婚姻・離婚に関する規定を一部改正する法案が、2018年3月21日に下院で可決され、翌22日に上院に送られた。この改正案によれば、フィリピン大使館又は同領事館が正当であると証明した婚姻解消に係る外国判決は、フィリピン国内の裁判所の承認がなくとも、前婚解消の証明書として認定されることになり、フィリピン人はフィリピン民事登録局に当該外国判決を登録することにより、フィリピン法の下での再婚資格を得ることができる。

海外立法情報課・山崎 美保

・ http://www.congress.gov.ph/legisdocs/third_17/HBT7185.pdf

【フィリピン】フィリピン ID システム法の制定

両院でそれぞれ可決された後、内容の調整が行われていた、フィリピン ID システム法の最終案が 2018 年 5 月 30 日、両院で承認された。この後、大統領の署名によって成立する。同法（全 26 か条）は、政府の多岐にわたる ID システムを単一の「フィリピン ID システム」(Philippine Identification System: PhilSys) に統合し、国民への公的サービスの一元化、効率性・透明性の向上、行政管理の強化、不正取引の防止などを図ることを目的としている。PhilSys への登録対象は、全てのフィリピン国民及び居住外国人（通算 180 日以上居住する者）である。PhilSys には、ランダムに個人に付与される ID 番号、氏名、性別、生年月日、出生地、住所、さらに顔、指紋、虹彩などの身体的特徴を含めた情報が登録される。ID の不正使用、不正発行などに対する罰則も定められている。PhilSys は情報通信技術省の技術協力の下に、フィリピン統計機構によって管理、維持、運営が行われる。

海外立法情報課・山崎 美保

・ http://www.congress.gov.ph/legisdocs/third_17/HBT7185.pdf